

令和5年2月13日

東京都財務局長 殿

一般社団法人 東京都中小建設業協会
会 長 渡邊 裕之

入札契約制度等に係わる要望事項

1. 入札契約制度改革

(1) 予定価格の事前公表案件の拡大について

予定価格の事前公表について、多くの中小企業が入札に参加しているA等級の価格帯(予定価格9億円未満)の工事案件まで拡大していただきたい。

昨年度の意見交換会においても同様の要望を行い、「予定価格の公表時期を事後とすることで(中略)見積もりをせずに応札する不良不適格事業者の排除につながる」とご回答をいただいておりますが、私共ではそういった業者は見受けられないと認識していると共に、事前公表案件の拡大は不調対策となると考えております。

(2) 入札可能業者の限定について

入札参加条件について、防災体制強化の観点から、都内に本店のある事業者のみに限定していただきたい。

東京都では、都外に本店があり都内に支店・営業所を置く事業者も入札に参加し、工事契約が可能ですが、このことが、都内に本店のある中小企業(地場業者)の受注機会減少、経営状況の悪化を招きます。

私共、地場業者は、東京都をはじめとする行政機関との協定に基づき、有事の際に速やかに初動対応を行うべく日ごろから備えており、有事の際に実際に道路啓開等に出動しているのは、支店業者ではなく地場業者であることをご認識していただきたいと考えております。本店所在地による入札参加条件の設定は、これらの地場業者を保護し、東京都の防災体制の強化に寄与することとなります。支店・営業所の入札に参加不可としている(特殊工事を除く)地方自治体も多数ございますので、東京都におかれましても是非ご検討をお願いいたします。

昨年度、同様の要望に対し、「より多くの企業に広く受注機会を与えること、競争性を確保することといった基本的な考え方があり、都内に本店がある事業者のみを入札参加条件とする取扱いには行っていない」というご回答をいただいておりますが、“事務所発注案件については地場業者限定で入札可能とする”や“総合評価方式では、地場業者のみ加点となる評価項目を増やす”など、地場業者である中小企業の保護育成のためにご検討をいただきたく再度要望いたします。

(3) 共同企業体工事について

- ① 共同企業体工事については、中小企業の受注機会の確保と工事实績の確保のために、建築工事 6 億円以上、土木工事 5 億円以上の工事発注に関して、改革前の J V 結成義務化へ戻していただきたい。
- ② 更に、J V 工事（技術者育成型）の入札参加条件では、第一順位企業を大企業のみに限定することなく、該当業種 A 格付企業（都内本店中小企業を含む）を追加していただきたい。
共同企業体工事は中小企業の技術研鑽の機会となりますが、第一順位となる企業を大企業と限定せず、A 格付企業の中小企業とした場合でも十分にその目的を果たすことが可能であると考えます。

(4) J V 結成時の第 2 順位以下の構成員の罰則緩和について

共同企業体で施工した工事において指名停止要件に該当した場合の罰則について、第 2 順位以下の構成員に対しては、指名停止に対する緩和措置を講じていただきたい。

指名停止に対する減点は 3 年間の効力があり、その間実質指名停止を受けていることと何ら変わりはなく、このような長期間の受注機会損失は中小企業にとって経営上の大きな痛手となります。第 2 順位の企業に何の責がなくとも指名停止および減点となる可能性があるため、指名停止の事由によってはその後の救済措置を設けていただきたい。

例えば、「その後の工事成績において優良工事の獲得による減点措置の緩和」「減点対象の期間の短縮」などの罰則緩和処置のご検討をお願いいたします。

(5) 総合評価方式の見直しについて

- ① 基準価格および特別基準価格の設定は、調査基準価格を下回った技術点の高い業者が失格にならないという利点はありますが、その一方で、技術点が高ければ多少基準価格より下回っても落札可能なため、技術点の高い企業は落札するために、制度改定前よりも価格を下げる必要が出てきたという側面もあります。これは、ダンピングを助長することにもなり、また企業の適正利潤の確保にも影響が出ています。

特別基準価格を廃止し、基準価格を超えた場合に価格点を 0 点としていただくなど改善を要望いたします。

- ② 現在の総合評価方式では、実績のない企業は技術点の加点が少ない為受注機会が得られません。国土交通省で実施している「自治体実績評価型」「技術提案チャレンジ型」「地域防災実績評価型」などの、東京都の工事实績がなくても入札に参加できる総合評価方式を取り入れ、入札参加者のすそ野を広げていただきたい。実績がなく技術点の低い企業にとっても受注機会を得られる可能性が高まるため、入札意欲が向上します。

実績はなくとも発注者や都民の期待に応える工事を行うことが出来る企業の受注機会確保のため、ご検討をお願いいたします。

- ③ 配置予定技術者の実績点については、実績がなければ加点がない（もしくは極めて低い）ため、実績のある技術者を登用し続けることとなります。これは人材の限られている中小企業にとっては、特定の技術者を疲弊させることとなり、また新規人材の育成にもつながらず、人材育成・定着の観点から大きな負の要因となっておりますので、見直しを要望いたします。

国土交通省で自由設定項目としている「若手技術者（35歳以下）の活用及び資格」を採用し、若手技術者の配置に対し総合評価で加点をしていただきたい。

- ④ 昨今、評価対象として女性活躍や脱炭素等、中小企業には加点を受けることが難しい項目が増えております。これらは、総合評価方式の本来の目的である高い技術力のある建設業者による競争にとって必要不可欠とは言えず、優良な事業者の入札参加が阻害されておりますので、評価対象の見直しを行っていただきたい。
- ⑤ 総合評価方式においては、過去の工事成績評定の比重が高いにも関わらず、現場における工事成績評定の方法には、担当者によって大きな差があると言わざるを得ず、疑問を抱くと共に不公平感が生まれています。

そのような曖昧ともいえる評価基準の中で高得点を獲得するため、技術者は各現場で大きな重圧を感じ、またそれが、本来対等であるべき受発注者のパワーバランスを崩していると言えます。

より良いものづくりを目指して工事を行っている事業者が、健全に働くことが出来るようご検討をお願いいたします。

2. 働き方改革の推進「生産性向上に向けての書類簡素化と書類作成期間について」

書類の削減・簡素化につきましては、近年続けて要望しており、東京都におかれましても様々な取組をされていることと存じます。しかし現状、建設業における生産性向上・働き方改革の推進に寄与するほどの成果は出ていないと言えます。2024年4月から適用される時間外労働の上限規制を遵守できなければ、法律違反となり、施工不可能な状況に陥る業者が数多く出ることが予想されます。時間外労働の削減には、書類の削減・簡素化は不可欠であり、現状から50%の削減を要望いたします。

また、建設局で運用されている工事情報共有システムといった行政手続きのデジタル化は、一定の時間短縮に寄与してはいますが、書類の簡素化には直結せず、かえって現場担当者の負担が増えていることも併せてご理解いただきたいと考えております。

また、工期設定につきましては、昨年度の意見交換会で「工期に関する基準（令和2年7月20日付中央建設業審議会決定）を踏まえ、具体的には、新築・改築・増築の工期は、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を参考に設定し、直接工事に必要な日数のほか、機器の調整・検査期間・施工条件や休日等を考慮した日数を加え、工事段階に必要な期間を確保しています。」とご回答をいただいておりますが、そのうえで、現状、各社の現場担当者が、書類作成に追われて長時間に及ぶ時間外労働を行っているのは紛れもない事実であるということを是非ご理解いただきたい。

上記を踏まえ、建設業界が真に働き方改革を実現するべく、1日の労働時間が、書類作成も含めて8時間で完結するために、施工完了後に、後片付け期間とは別に書類作成期間を設けることをご提案いたしますので、ご検討をお願いいたします。